
「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の
本協会への報告に関する細則」の一部改正について

日証協 平成 21 年 1 月 20 日

本協会では、本年 1 月 20 日の自主規制会議において、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」を一部改正した。

平成 20 年 12 月 12 日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）が施行され、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」において、上場会社等の子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準として、上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準が新設されたところである。

今般、当該内閣府令等の改正に伴い、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 21 年 1 月 20 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

**「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の
本協会への報告に関する細則」の一部改正について**

平成21年 1 月20日
日本証券業協会

・改正の趣旨

平成20年12月12日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）が施行され、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」において、上場会社等の子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準として、上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準が新設されたところである。

今般、当該内閣府令等の改正に伴い、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」（以下「会社情報等報告細則」という。）の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

・改正の骨子

「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」第52条第1項第5号の2が定める上場会社等の子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準として、上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準が新設されたことに伴い、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第16条に定めるグリーンシート銘柄等の取扱会員が本協会に報告する場合の項目について、「会社情報等報告細則」に定める別表の7(6)に掲げる「解散（合併による解散を除く。）」に軽微基準を追加する。

・施行の時期

この改正は、平成21年 1 月20日から施行する。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制1部 担当：佐々木、齋藤（TEL 03-3667-8647）

**「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の
本協会への報告に関する細則」の一部改正について**

平成 21 年 1 月 20 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧								
別表 . エマージング又はオーディナリーとして区分した グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第 3 条に規定する別表に掲げるものは、次の報 告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の 投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞ れの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当 する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を 除く。 <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">報告事象欄</th><th align="center">軽微基準欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1 (現行どおり) 6 7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合 (当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。) (1) 1 (現行どおり) (5) (6) 解散 (合併によ る解散を除く。)</td><td> 次の(a)から(d)までに 掲げるもののいずれに も該当すること。 (a) 当該解散による 連結会社の資産の 額の減少額が直前 連結会計年度の末 日における連結純 資産額の100分の30 に相当する額未満 であると見込まれ ること。 (b) 当該解散による 連結会社の売上高 の減少額が直前連 結会計年度の売上 高の100分の10に相 当する額未満であ ると見込まれるこ と。 (c) 当該解散による 連結会社の連結経 </td></tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 1 (現行どおり) 6 7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合 (当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。) (1) 1 (現行どおり) (5) (6) 解散 (合併によ る解散を除く。)	次の(a)から(d)までに 掲げるもののいずれに も該当すること。 (a) 当該解散による 連結会社の資産の 額の減少額が直前 連結会計年度の末 日における連結純 資産額の100分の30 に相当する額未満 であると見込まれ ること。 (b) 当該解散による 連結会社の売上高 の減少額が直前連 結会計年度の売上 高の100分の10に相 当する額未満であ ると見込まれるこ と。 (c) 当該解散による 連結会社の連結経	別表 . エマージング又はオーディナリーとして区分した グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第 3 条に規定する別表に掲げるものは、次の報 告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の 投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞ れの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当 する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を 除く。 <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">報告事象欄</th><th align="center">軽微基準欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1 (省 略) 6 7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合 (当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。) (1) 1 (省 略) (5) (6) 解散 (合併によ る解散を除く。)</td><td> (新 設) </td></tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 1 (省 略) 6 7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合 (当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。) (1) 1 (省 略) (5) (6) 解散 (合併によ る解散を除く。)	(新 設)
報告事象欄	軽微基準欄								
1 1 (現行どおり) 6 7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合 (当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。) (1) 1 (現行どおり) (5) (6) 解散 (合併によ る解散を除く。)	次の(a)から(d)までに 掲げるもののいずれに も該当すること。 (a) 当該解散による 連結会社の資産の 額の減少額が直前 連結会計年度の末 日における連結純 資産額の100分の30 に相当する額未満 であると見込まれ ること。 (b) 当該解散による 連結会社の売上高 の減少額が直前連 結会計年度の売上 高の100分の10に相 当する額未満であ ると見込まれるこ と。 (c) 当該解散による 連結会社の連結経								
報告事象欄	軽微基準欄								
1 1 (省 略) 6 7 発行会社の子会社 の業務執行を決定す る機関が、当該子会 社について次に掲げ る事項を行うことに ついての決定をした 場合 (当該決定に係 る事項を行わないこ とを決定した場合を 含む。) (1) 1 (省 略) (5) (6) 解散 (合併によ る解散を除く。)	(新 設)								

新	旧
<u>常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u> <u>(d) 当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u> 付 則 この改正は、平成 21 年 1 月 20 日より施行する。	